

【2023 年度版】

一般社団法人日本認知症ケア学会 認知症ケア専門士 『更新の手引』

本書には、認知症ケア専門士の資格更新申請・住所変更等の諸手続に必要な書類が含まれておりますので、大切に保管してください。

- 本書および各種申請様式は、認知症ケア専門士公式サイト「必要書類ダウンロード」から印刷が可能です。

◆ 申請書送付・お問い合わせ先 ◆

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 4-1-1 オザワビル（株）ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7565 / 03-5206-7431 (受付時間 : 10:00~12:00・13:00~17:00 / 土日祝日除く)

FAX : 03-5206-7757 (常設) E-mail : office@dcq-ex.net

更新申請期間および資格更新申請等に必要な書類

○申請期間：(消印有効)

専門士 No.は、専門士証(カード・証書)でご確認ください。

専門士 No.	認定期間	更新申請期間
090～/140～/190～	2019年4月1日～2024年3月31日	2024年1月10日～3月31日
100～/150～/200～	2020年4月1日～2025年3月31日	2025年1月10日～3月31日
050～/110～/160～/210～	2021年4月1日～2026年3月31日	2026年1月10日～3月31日
060～/120～/170～/220～	2022年4月1日～2027年3月31日	2027年1月10日～3月31日
070～/130～/180～/230～	2023年4月1日～2028年3月31日	2028年1月10日～3月31日

* 更新保留した専門士の更新申請期間は、異なりますので注意してください(→P.10)。

■提出書類および更新料について

○…必ず提出/△…必要な場合のみ提出

提出書類		申請種別	更新申請	保留申請
			取得単位数 30 単位以上 (→P.2)	取得単位数 30 単位未満(→P.8)
様式 I	資格更新申請書		○	
様式 II	取得単位表貼付用紙 (注1)		○	
様式 III	参加・発表申請用紙		△ (注2)	
様式 IV	施設内研修等修了証明書		△ (注3)	
様式 V	更新保留申請書			○
更新料			10,000 円	

(注1) 取得単位表は、認知症ケア専門士公式サイト「取得単位確認サイト」から印刷が可能です(→P.20)。

(注2) 取得単位表に記載された講座以外の参加や、発表の単位を申請する場合は、自身の更新申請期間内に、他の更新書類とともに本様式(様式III)を提出してください。

(注3) 施設内研修等を申請する場合は、自身の更新申請期間内に、他の更新書類とともに本様式(様式IV)を提出してください。なお、様式への記入・捺印は当該施設・団体・機関等の責任者が行ってください。

■その他書類一覧(随時受付)

様式A	登録事項変更申請書	登録事項(氏名・住所等)に変更があった場合に提出してください。
様式B	ホームページ掲載(取り消し)申請書	本学会ホームページ内「認知症ケア専門士検索」「認知症ケア専門士のいる施設・団体検索」への掲載、掲載事項の変更、取り消しを希望する場合に提出してください。
様式C	認知症ケア専門士証(カード・証書)再発行申請書	認知症ケア専門士証(カード・証書・上級認定証)の再発行を希望する場合に、提出してください。 ※ 再発行手数料：各 1,000 円

認知症ケア専門士『更新の手引』

目 次

I. 認知症ケア専門士 資格更新申請について	2
1. 資格更新について (2)	
2. 更新申請期間 (2)	
3. 更新料 (2)	
4. 資格更新に必要な単位数 (3)	
5. 更新特別単位 (3)	
6. 取得単位（講演参加・発表単位）の管理および登録方法について (3)	
7. 認定委員会が定める領域・単位数 (4)	
8. 更新申請書類の記入方法等 (5)	
9. 更新申請のながれ (7)	
II. 認知症ケア専門士 更新保留申請について	8
1. 更新保留期間 (8)	
2. 更新保留申請書の記入方法等 (9)	
3. 保留申請のながれ (9)	
4. 更新保留者の専門士資格更新について (10)	
III. 認知症ケア専門士 登録事項変更等について	11
IV. 認知症ケア専門士制度規則等	12
認知症ケア専門士制度規則 (12)	
施行細則 (15)	
施行細則 専門士の資格更新に関する事項 (16)	
施行細則 教育カリキュラム (19)	
認知症ケア専門士 取得単位確認方法	20

I. 認知症ケア専門士 資格更新申請について

1. 資格更新について

認知症ケア専門士（以下、専門士）の有資格者として、質の高いケアを提供するためには、自身のケアを見直す機会をもつことや、最新の知識・技術を学ぶことが必要となります。そのため専門士には、5年ごとの資格更新を義務づけています（→認知症ケア専門士制度規則第5章第17条）。資格更新のためには研修会等への参加（単位取得）が必要です。

なお、認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）の方であっても、専門士としての資格更新が必要となります。専門士の資格が失効した場合には、上級専門士の資格も失効します。

2. 更新申請期間（消印有効）

専門士 No.は、専門士証（カード・証書）でご確認ください。

専門士 No.	認定期間	更新申請期間
090～/140～/190～	2019年4月1日～2024年3月31日	2024年1月10日～3月31日
100～/150～/200～	2020年4月1日～2025年3月31日	2025年1月10日～3月31日
050～/110～/160～/210～	2021年4月1日～2026年3月31日	2026年1月10日～3月31日
060～/120～/170～/220～	2022年4月1日～2027年3月31日	2027年1月10日～3月31日
070～/130～/180～/230～	2023年4月1日～2028年3月31日	2028年1月10日～3月31日

*更新保留した専門士の資格更新申請期間は、異なりますので注意してください（→P.10）。

<注意事項>

- ・専門士制度では、毎年4月1日～翌年3月31日を1年とします。
- ・専門士認定期間（5年間）で取得した単位が、30単位に満たない場合、更新保留申請を行うことで更新期間の延長が可能です。保留申請がない場合、資格が失効しますので、注意してください（→P.8）。

3. 更新料：10,000円（申請期間中に払い込みください）

※郵便局備え付けの払込取扱票に下記必要事項を記入し、払い込みください。

<必要事項>

- ・口座番号：00130-7-578468
- ・加入者名：認知症ケア専門士認定委員会
- ・通信欄：①更新料払い込みの旨
②専門士 No.
③氏名／ふりがな

4. 資格更新に必要な単位数：30 単位

資格更新に必要な 30 単位のうち 20 単位以上は領域Ⅰ・Ⅱから取得してください。

※領域Ⅰは学術集会等への参加。領域Ⅱは生涯学習プログラム等への参加。領域Ⅲは機関誌等への論文発表です。取得単位の領域につきましては「7. 認定委員会が定める領域・単位数」をご確認ください(→P.4)。

(例)	パターン	領域Ⅰ・Ⅱ	領域Ⅲ	備考
更新可	A	30 単位	—	領域Ⅰ・Ⅱの合算で 20 単位以上取得しているため更新可
	B	20 単位	10 単位	
更新不可	C	10 単位	20 単位	領域Ⅰ・Ⅱの合算で 20 単位以上取得していないため更新不可
	D	—	30 単位	

5. 更新特別単位：10 単位 (認定期間内に 40 単位以上取得した場合に限る)

認定期間(5年間)内に 40 単位以上取得すると、次回認定時に更新特別単位として一律 10 単位が加算されます。※ただし、更新保留を申請した方は対象外です。

(例)	パターン	単位取得期間	取得単位数	備考
①	認定期間内		30～39 単位	更新特別単位の加算なし
			40 単位以上	次回認定時に更新特別単位を一律 10 単位加算
③	認定期間＋更新保留期間		30～39 単位	更新特別単位の加算なし
			40 単位以上	

6. 取得単位(講演参加・発表単位)の管理および登録方法について

■日本認知症ケア学会が主催する講演等の場合

本学会が主催する講演の単位は、事務センターにて登録・管理します。登録された単位は、認知症ケア専門士公式サイト「認知症ケア専門士取得単位確認サイト」から閲覧・印刷が可能です。

■日本認知症ケア学会が認定する講演等(他の団体等が主催する講演等)の場合

本学会が認定する講座(他の団体等が主催する講座)の単位は、参加・発表が証明できる資料(参加証・領収書、発表者については発表箇所分かるプログラム等)のコピーを、「参加・発表申請用紙(様式Ⅲ)」に貼り付け、自身の更新申請期間内に他の更新書類とともに提出することで単位を加算します。なお、参加・発表が証明できる資料は更新期間まで各自責任をもって保管してください。紛失に関して本学会では責任を負いかねます(→P.6)。

7. 認定委員会が定める領域・単位数

2011年4月改正

	項目	単 位
I 学術集会等への参加	① 日本認知症ケア学会大会 参加 " 発表者または座長	8 単位 3 単位
	② 日本認知症ケア学会ブロック大会 参加 (2019年度に地域大会より名称変更) " 発表者または座長	7 単位 3 単位
	③ 本認定委員会が認める国際学会 参加 " 発表者または座長・司会者	6 単位 2 単位
	④ 本認定委員会が認める学会等 参加 " 発表者	3 単位 2 単位
II 生涯学習プログラム等への参加	① 本学会が主催する教育講演, 国際セミナー等 参加 " 講師または司会	5 単位 3 単位
	② 地域部会が主催する講演等 参加 " 発表者または座長・講師	5 単位 3 単位
	③ 本認定委員会が認める講演等 参加 " 発表者または座長・講師	1~3 単位 1 単位
	④ 本学会ホームページ (動画サイト) において受講できる講演 ※ 最大 5 単位/1 年	1 講座 1 単位
	⑤ 認知症ケアに関する施設内研修等 参加 ※ 最大 5 単位/1 年	1 単位
	⑥ 認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動など ※ 最大 5 単位/1 年	1 単位
III 機関誌等への論文発表	① 「日本認知症ケア学会誌」掲載投稿論文 筆頭者 " 共著者	8 単位 2 単位
	投稿論文以外の論文 筆頭者 " 共著者	4 単位 1 単位
	② 「認知症ケア事例ジャーナル」掲載投稿論文 筆頭者 " 共著者	8 単位 2 単位
	投稿論文以外の論文 筆頭者 " 共著者	4 単位 1 単位
	③ 本学会機関誌以外の掲載論文 [原著論文] 筆頭者 " 共著者	4 単位 1 単位
	本学会機関誌以外の原著論文以外の論文 筆頭者 " 共著者	3 単位 1 単位

* 専門士制度では, 毎年 4 月 1 日~翌年 3 月 31 日を 1 年とします.

* 詳細は, 認知症ケア専門士制度規則施行細則「専門士の認定更新に関する事項 (→P.16)」にて確認してください.

8. 更新申請書類の記入方法等

【様式Ⅰ】資格更新申請書

①氏名・生年月日・専門士 No.の記入

②証明写真貼付（スナップ写真不可／モノクロ写真可）

※6 か月以内に撮影した 4×3cm の証明写真／写真裏面に氏名・生年月日を記載

※証明写真は専門士証（カード）に使用します。

※証明写真の提出がない場合は、前認定期間のカードの写真を使用します。

③提出する関係書類の□欄へチェック

④更新料（10,000 円）の郵便振替払込請求書兼受領証（コピー）の貼付

※郵便局備え付けの払込取扱票にて払い込みください（→P.2）。

※領収書は発行しませんので、郵便振替払込請求書兼受領証（または、ATM 発行の利用明細票）を大切に保管してください。

【様式Ⅰ】
1 月 30 日

認知症ケア専門士 資格更新申請書

一般社団法人日本認知症ケア学会
認知症ケア専門士認定委員会 殿

氏名	にんち たろう 認知太郎						
生年月日 (西暦)	1970 年 12 月 1 日						
認知症ケア専門士 No.	1	2	3	4	5	6	7

標記について、下記のとおり所定の関係書類（□欄にチェック）を添えて資格更新の申請をします。

記

【様式Ⅰ】 資格更新申請書（※本書） ◀

【様式Ⅱ】 認知症ケア専門士「取得単位表貼付用紙（様式Ⅱ）」 ◀

【様式Ⅲ】 認知症ケア専門士「参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）」 ◀

【様式Ⅳ】 認知症ケア専門士「施設内研修等修了証明書（様式Ⅳ）」 ◀

更新料

●必ずコピーを貼付

払込取扱票
001307 578468 10000
①更新料 振り込み
②1234567
③認知太郎 / にんち たろう
1/62-0225
東京都新宿区神楽坂4-1-1
認知太郎
〒162-0825
連絡先電話番号 03-5206-9431

振替払込請求書兼受領証
001307
578468
認知症ケア専門士
認定委員会
¥10000
認知太郎

【様式Ⅱ】取得単位表貼付用紙

認知症ケア専門士公式サイトの「取得単位確認サイト」より印刷した取得単位表を貼付してください。

※取得単位表に記載されていない参加・発表単位は「参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）」で申請してください。

【様式Ⅲ】参加・発表申請用紙

提出期間（自身の更新申請期間／P.2）を厳守してください

専門士取得単位表に記載された単位のほかに、本学会が認定する学術集会（大会）・講演等の参加・発表および学会機関誌への論文発表等がある場合は、本様式にて申請してください。

また、「認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等」での講師活動および、地域での相談活動も単位として同様に申請することが可能です（年度最大5単位）。

①氏名・生年月日・専門士 No.の記入

②認定コードの記入および単位種別の口欄へのチェック

※認定コードは、認知症ケア専門士公式サイトにある「学会・講座等認定コード表」で確認し、記入してください。

③参加・発表を証明する資料（参加証・領収証・論文については掲載の分かる箇所等）または、講師活動などを証明できる資料のコピーを貼付してください。

※本様式は、参加・発表等を証明する資料1件につき1枚を使用してください。複数枚必要な場合は、コピーしてお使いください。

※専門士取得単位表に登録漏れがある場合は、本様式にて申請してください。

【様式Ⅳ】施設内研修等修了証明書

提出期間（自身の更新申請期間／P.2）を厳守してください

本様式は、該当施設・団体・機関等の責任者が記入・捺印してください。

※発行を依頼する際は、必ず発行者に趣旨を説明してください。なお、証明書の作成、記入漏れ等による申請遅延は認められません。必ず申請期間内に提出してください。

※本様式が複数枚必要な場合はコピーしてお使いください（年度最大5単位）。

【様式Ⅵ】申請書の送付先宛名

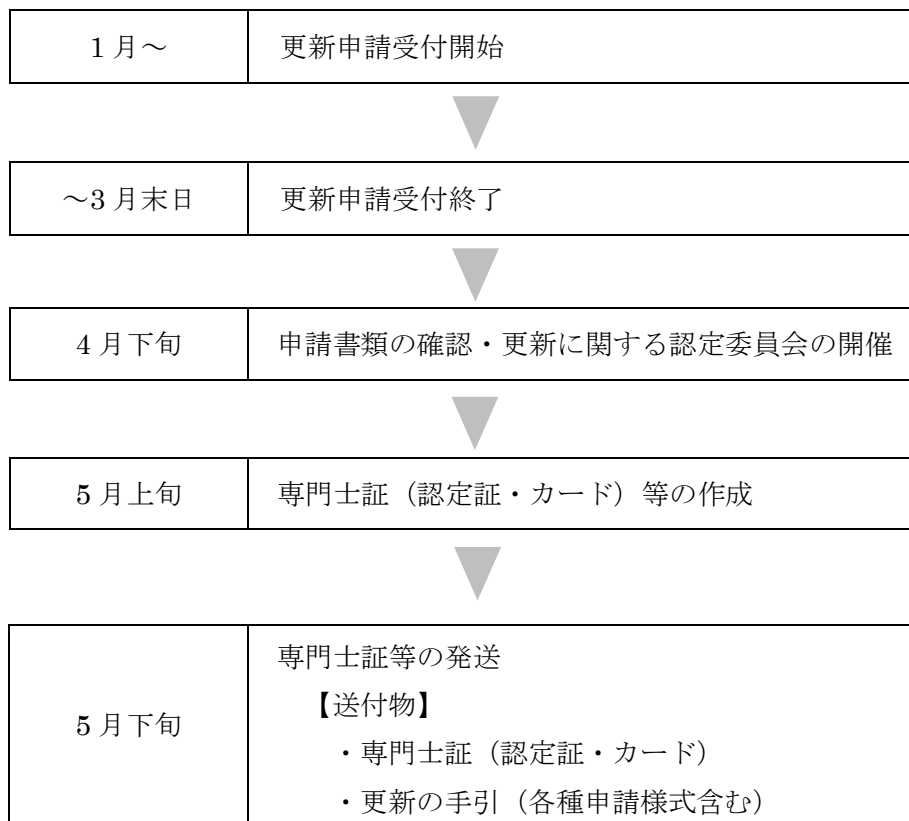
封筒に様式Ⅵを宛名として貼り付け、更新申請書類を簡易書留郵便にて提出してください。

※封筒は各自で用意してください。

※必ず簡易書留郵便にて提出してください。普通郵便等による不達等の事故は本学会では責任を負いかねます。

9. 更新申請のながれ

本学会認定委員会において申請書類の確認・審査を行ったうえで5月下旬頃に新しい専門士証等を送付します。

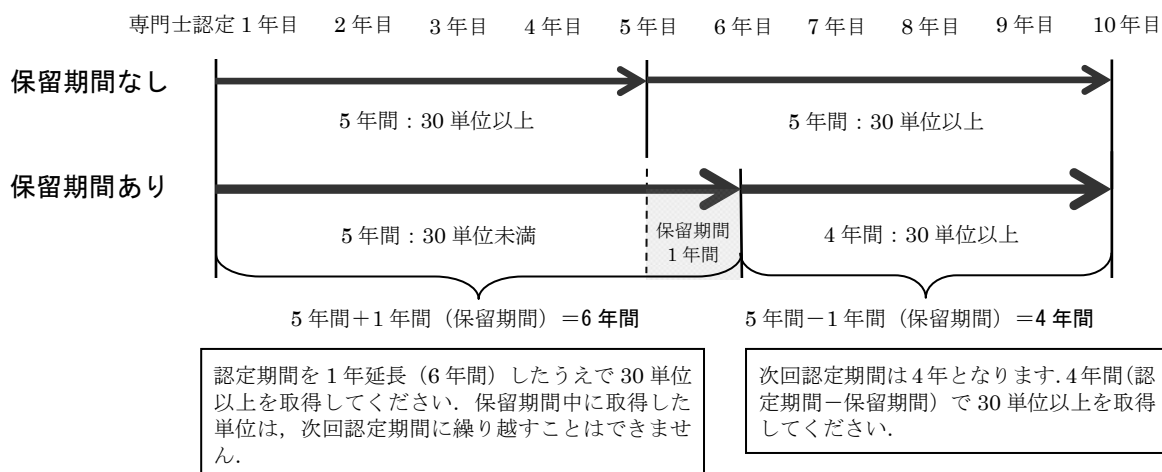


<注意事項>

- ・申請書類の（事務センターへの）配達状況は、簡易書留郵便の受領証等に記載された「お問い合わせ番号」で確認してください（問い合わせ先は郵便局になります）。
- ・新しい専門士証が届くまでは、現在お持ちの専門士証を使用してください。
- ・4月以降に取得した単位は、次回認定期間の単位として加算されます。
- ・申請内容に不備がある場合は申請書類を返却します。不備内容を訂正し指定期間内に再提出してください。再提出がない場合、更新手続きは無効となります。

Ⅱ. 認知症ケア専門士 更新保留申請について

認定期間（5年間）内に取得した単位が30単位に満たない場合は、資格更新の保留申請を行うことにより更新期間の延長が可能です（1年間のみ）。自身の申請期間内に更新保留申請書を提出しない場合、認知症ケア専門士資格は失効します。



1. 更新保留期間

専門士 No.	申請提出期間	更新保留期間（1年間）
090～/140～/190～	2024年1月10日～3月31日	2024年4月1日～2025年3月31日
100～/150～/200～	2025年1月10日～3月31日	2025年4月1日～2026年3月31日
050～/110～/160～/210～	2026年1月10日～3月31日	2026年4月1日～2027年3月31日
060～/120～/170～/220～	2027年1月10日～3月31日	2027年4月1日～2028年3月31日
070～/130～/180～/230～	2028年1月10日～3月31日	2028年4月1日～2029年3月31日

※自身の申請期間内に、更新保留申請書（様式V）を本学会へ提出してください。

※更新保留の可否は、本学会認定委員会にて決定します。

2. 更新保留申請書の記入方法等

【様式V】更新保留申請書

①氏名・生年月日・専門士 No.の記入

②理由の口欄にチェック

※病気等のやむを得ない事情により1年以上の保留期間の申請を希望される場合は、理由の記載および医師の診断書等、公的な証明書類を添付してください。

【様式VI】申請書の送付先宛名

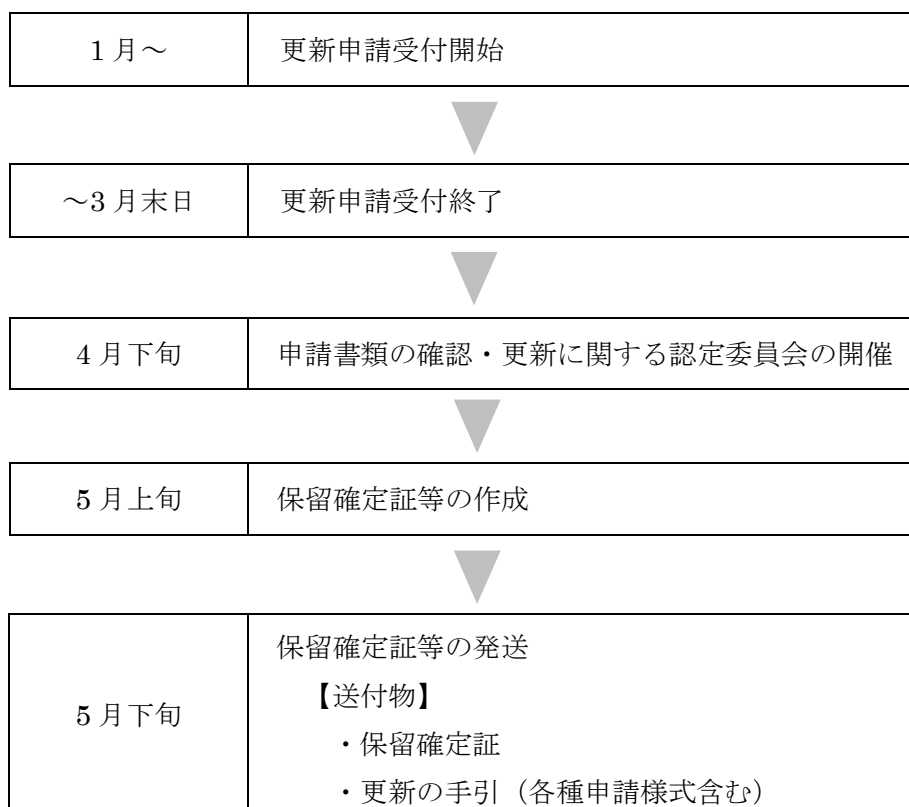
封筒に様式VIを宛名として貼り付け、更新保留申請書を簡易書留郵便にて提出してください。

※封筒は各自で用意してください。

※必ず簡易書留郵便にて提出してください。普通郵便等による不達等の事故は本学会では責任を負いかねます。

3. 保留申請のながれ

本学会認定委員会において申請書類の確認・審査を行ったうえで5月下旬頃に保留確定証等を発送します。



<注意事項>

- ・申請書類の（事務センターへの）配達状況は、簡易書留郵便の受領証等に記載された「お問い合わせ番号」で確認してください（問い合わせ先は郵便局になります）。
- ・更新保留期間中は、現在お持ちの専門士証・カードをお使いください。

4. 更新保留者の専門士資格更新について

以下の更新申請期間内に申請書送付等の手続きを行ってください。更新手続きにつきましては、「I. 認知症ケア専門士資格更新申請について」（→P.2）をご参照ください。

保留者の資格更新申請期間（消印有効）

専門士 No.	更新申請期間	次回認定期間
090~/140~/190~	2025年1月10日~3月31日	2025年4月1日~2029年3月31日
100~/150~/200~	2026年1月10日~3月31日	2026年4月1日~2030年3月31日
050~/110~/160~/210~	2027年1月10日~3月31日	2027年4月1日~2031年3月31日
060~/120~/170~/220~	2028年1月10日~3月31日	2028年4月1日~2032年3月31日
070~/130~/180~/230~	2029年1月10日~3月31日	2029年4月1日~2033年3月31日

Ⅲ. 認知症ケア専門士 登録事項変更等について

登録事項変更

登録事項に変更があった場合は、「登録事項変更申請書【様式A】」に必要事項を記入し、本学会まで送付してください。

ホームページ 掲載申請等

本学会ホームページ内「認知症ケア専門士検索」「認知症ケア専門士のいる施設・団体検索」への掲載，変更，取り消しを希望する場合は、「ホームページ掲載申請書／ホームページ掲載取り消し申請書【様式B】」に必要事項を記入し，本学会まで送付してください。

専門士証 再発行

認知症ケア専門士証（カード・証書）の再発行をご希望の方は，再発行手数料を払い込みのうえ，「認知症ケア専門士証（カード・証書）再発行申請書【様式C】」に必要事項を記入し，本学会まで送付してください。

認定書の種類	再発行手数料
カード	1,000 円
証書	1,000 円
上級専門士認定証（証書）	1,000 円

[再発行手数料の払い込み]

郵便局備え付けの払込取扱票に必要事項を記入のうえ，払い込みください。

口座番号：00130 - 7 - 578468

加入者名：認知症ケア専門士認定委員会

通信欄：① 認定証再発行の旨 ② 専門士 No. ③ 氏名・ふりがな

<注意事項>

- ・ 更新・保留申請時に再発行申請書の提出は不要です。更新確定者には，新たな認定期間を記載した認知症ケア専門士証（カード・認定証）をお送りします。更新・保留申請時に本様式を同封された場合，現在お持ちの認知症ケア専門士証（カード・認定証）が再発行されますのでご注意ください。
- ・ 払い込まれた再発行手数料は返金できません。
- ・ 氏名の変更を行う場合は，登録事項の変更と専門士証（カード・認定証）の再発行申請（氏名の変更）を同時に行ってください。
- ・ 専門士証（カード・認定証）の送付までに約3週間程度かかります。
- ・ 必ず簡易書留郵便にてお送りください。普通郵便等による不達等の事故は本学会では責任を負いかねます。

IV. 認知症ケア専門士制度規則等

一般社団法人日本認知症ケア学会 認知症ケア専門士制度規則

平成 23 年 1 月 7 日 改正

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本制度は、認知症ケアに対する優れた学識と高度の技能、および倫理観を備えた認知症ケア専門技術士を養成し、わが国における認知症ケア技術の向上ならびに保健・福祉に貢献することを目的とする。
- 第 2 条 日本認知症ケア学会（以下、本学会）は、前条の目的を達成するため、認知症ケアに関する専門士制度を設け本学会認知症ケア専門士（以下、専門士）ならびに本学会認知症ケア上級専門士（以下、上級専門士）を認定する。
- 第 3 条 本制度の維持と運営のために認定委員会を設け、専門士ならびに上級専門士を審議し、かつ認定するための規則を定める。なお、上級専門士については、別途認知症ケア上級専門士制度規則を定めるものとする。

第 2 章 専門士の資格

- 第 4 条 専門士は、次の各項の条件をすべて満たさなければならない。
1. 認知症ケアに関連する施設、団体、機関等において試験実施年の 3 月 31 日より過去 10 年間に於いて 3 年以上の認知症ケアの実務経験（教育・研究・診療を含む）を有する者。
 2. 認定委員会の専門士認定試験および審査に合格すること。

第 3 章 認定委員会

- 第 5 条 専門士の認定および関連する業務を遂行するために認定委員会を設置する。
1. 認定委員会の委員は、本学会理事会が選出し、総会の議決を経て、理事長が委嘱する。
 2. 認定委員会には委員長 1 名、委員若干名をおく。
 3. 委員長は、委員の互選により選出する。
- 第 6 条 委員長は、必要に応じて認定委員会を招集することができる。
- 第 7 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第4章 専門士の認定試験および認定方法

- 第8条 専門士認定試験は、第1次認定試験（筆記試験）と第2次認定試験（論述・面接試験）からなるものとする。
- 第9条 専門士認定試験の実施にあたっては、別途細則に定める。
- 第10条 第1次認定試験は、①認知症ケアの基礎、②認知症ケアの実際Ⅰ：総論、③認知症ケアの実際Ⅱ：各論、④認知症ケアにおける社会資源、の4分野とする。
- 第11条 第1次認定試験を希望する者は、次の各項に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
1. 認知症ケア専門士認定試験受験申請書（第1次試験）（様式1）
 2. 認知症ケア実務経験証明書（様式2）
 3. 第1次試験受験資格確定済証（様式3）
- 第12条 第1次認定試験の審査結果は、試験後2か月以内に、本学会総会、機関誌「日本認知症ケア学会誌」、本学会ホームページ等において公示する。
- 第13条 第2次認定試験は、第1次認定試験の合格者（4分野すべてに合格した者。おのおのの分野合格の有効期限は5年）であり、かつ別に定める書類ならびに第2次認定試験審査料を納めた者に対し実施する。
- 第14条 第2次認定試験を希望する者は、次の各項に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
1. 認知症ケア専門士認定試験受験申請書（第2次試験）（様式4）
 2. 事例に対する論述用紙（様式5）
- 第15条 第2次認定試験の審査結果は、試験後2か月以内に、本学会総会、機関誌「日本認知症ケア学会誌」、本学会ホームページ等において公示する。
- 第16条 本学会理事長は、第2次認定試験合格者に対して、理事会の議を経て専門士認定証を交付する。なお、第2次認定試験合格者は専門士認定証の交付を受ける際に、別に定める専門士認定料を納入しなければならない。

第5章 専門士の資格更新

- 第17条 専門士の資格は、5年ごとに更新するものとする。
- 第18条 専門士の資格更新を行おうとする者は、次の各項に定める書類を最終年に認定委員会に提出しなければならない。
1. 認知症ケア専門士資格更新申請書（様式Ⅰ）
 2. 認知症ケア専門士取得単位表貼付用紙（様式Ⅱ）
 3. 認知症ケア専門士参加・発表申請用紙（様式Ⅲ）
 4. 認知症ケア専門士施設内研修等修了証明書（様式Ⅳ）

第6章 専門士の資格の喪失・取消

第19条 専門士は次の理由により、本学会理事会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して専門士としての資格を辞退したとき。
2. 専門士資格更新手続きを故意に経なかったとき。
3. 申請書類に虚偽が認められたとき。

第20条 本学会理事長は、専門士としてふさわしくない行為のあった者に対して、認定委員会および理事会の議を経て、専門士の資格を取り消すことができる。

第7章 規則の変更

第21条 本規則を変更する場合は、理事会の議を経て、総会の承認を得るものとする。

第8章 補 則

第22条 本規則の施行についての細則は別に定める。

附 則

1. 本規則は平成15年11月24日から施行する。

認知症ケア専門士制度規則

施行細則

平成 19 年 10 月 14 日 改正

- 第 1 条 日本認知症ケア学会認知症ケア専門士制度規則の施行について、本規則に定められた以外の事項については、次の各項の規定に従う。
- 第 2 条 認定委員会の事務は、日本認知症ケア学会事務センターにおいて行う。
- 第 3 条 専門士の受験申請の期限は次のとおりとする。
1. 専門士の受験申請受付は、第 1 次認定試験（筆記試験）は、原則として毎年 3 月中旬～4 月中旬、第 2 次認定試験（論述・面接試験）は 8 月下旬～9 月下旬とする。
 2. 申請書類は、第 1 次認定試験においては、正本 1 通、コピー（A4 サイズに統一）2 通の合計 3 通、第 2 次認定試験においては、正本 1 通、コピー（A4 サイズに統一）3 通の合計 4 通を書留郵便にて本認定委員会まで郵送する。
- 第 4 条 専門士の試験（筆記、論述・面接）は、当面おのおの年 1 回とし、原則として、筆記試験は 7 月上旬、論述・面接試験は 11 月下旬に実施する。
- 第 5 条 第 1 次認定試験は、次に定める 4 分野の筆記試験とする。
- 第 1 次筆記試験分野： ①認知症ケアの基礎
②認知症ケアの実際Ⅰ：総論
③認知症ケアの実際Ⅱ：各論
④認知症ケアにおける社会資源
- 第 6 条 第 2 次認定試験は、認定委員会より出題された事例に対する論述および提示されたテーマを基にグループ面接を行い、次に定める 5 つの条件を審査するものとする。
1. 適切なアセスメントの視点を有しているかどうか。
 2. 認知症を理解しているかどうか。
 3. 適切な介護計画が立てられるかどうか。
 4. 制度および社会資源を理解しているかどうか。
 5. 認知症の人の倫理的課題を理解しているかどうか。
- 第 7 条 すべての審査は、原則として試験後 2 か月以内に終了する。
- 第 8 条 専門士の審査料、認定料、更新料は次のとおりとする。
1. 審査料 筆記試験： 3,000 円／1 分野
面接試験： 8,000 円
 2. 認定料 15,000 円
 3. 更新料 10,000 円
- 第 9 条 本細則を変更するには、認定委員会の議決により、理事会の承認を得なければならない。

認知症ケア専門士制度規則施行細則

専門士の資格更新に関する事項

平成 23 年 4 月 1 日改正

- I. 資格更新に必要な 5 年間に取得すべき合計単位数は 30 単位とし、そのうち 20 単位以上は本認定委員会が定める領域（I，II）より取得するものとする。なお、取得した単位が 40 単位以上の場合、次の更新期間へ 10 単位（領域 I および II として）を加算するものとする。
- また、更新申請の時点で、学術活動に関する単位数が 30 単位に満たない場合は、不足単位数に関しての取得見込み予定表を付して、更新申請書を提出することができるが、最終年（5 年目）の最終日（3 月 31 日）までにその単位を取得したことを証明する資料を提出しなければならない。

領域 I 「学術集会等への参加」

- ①本学会年次学術集会への参加は 8 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。
ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ②本学会地域大会への参加は 7 単位、発表者または座長を務めた者は 3 単位加算する。ただし、共同研究者については、単位は加算されないものとする。
- ③本認定委員会が認める国際学会への参加は 6 単位、発表者または座長・司会者を務めた者は 2 単位加算する。
- ④本認定委員会の認める学会等への参加は 3 単位、発表者は 2 単位加算する。なお、該当の学会等は別に本認定委員会の内規で定めるものとする（注 1）。

領域 II 「生涯学習プログラム等への参加」

- ①本学会が主催する教育講演、国際セミナー等への参加は 5 単位、講師または司会者を務めた者は 3 単位加算する。
- ②本学会地域部会が主催する講演等への参加は 5 単位、発表者または座長・講師を務めた者は 3 単位加算する。
- ③本認定委員会が認める認知症介護研究・研修センター、日本医師会等が主催する教育セミナーおよびそれに準ずる企画で本認定委員会が認めた講演等への参加は 1～3 単位、発表者または、座長・講師を務めた者は 1 単位加算する。
※参加を証明できるものを提出する（参加証のコピー、発表者、司会者の場合は当該部分のプログラムのコピー等）。なお、同一講演等における複数回発表は 1 回と計算する。
- ④本学会ホームページ（動画サイト）による受講は 1 講演 1 単位とする。ただし、ホームページによる受講は、年度最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
- ⑤認知症ケアに関する施設内研修またはそれに準ずる研修への参加は 1 単位とする。ただし、年度最大 5 単位までとする（毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日を 1 年間とする）。
※参加を証明するものを提出する。

⑥認知症ケアに関する地方自治体等が主催する研修会等での講師活動および、地域での相談活動は1回につき1単位とする。ただし、年度最大5単位までとする（毎年4月1日～翌年3月31日を1年間とする）。

※上記活動を証明できるものを提出する。

領域Ⅲ「機関誌等への論文発表」

①本学会機関誌「日本認知症ケア学会誌」の掲載投稿論文[原著、実践・事例報告、資料、その他]については、筆頭者は8単位、共著者については2単位とする。なお、査読制度に基づく投稿論文以外については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする。

②本学会機関誌「認知症ケア事例ジャーナル」の掲載投稿論文については、筆頭者は8単位、共著者については2単位とする。なお、投稿論文以外の論文については、筆頭者は4単位、共著者については1単位とする。

③認知症ケアに関する他誌への掲載論文[原著]については、本認定委員会の内規で定めるものとし、筆頭者は4単位、共著者については1単位加算する。なお、査読制度に基づく原著以外の論文については、筆頭者は3単位、共著者については1単位とする（注2）。

※当該部分の別刷またはコピーを提出する。

II. 専門士の認定を受けてから更新までの5年間で取得した単位が、所定の単位数に満たない場合は、専門士更新の保留（様式V）を申し出て所定単位を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間は最長1年間とする。なお、保留期間内に更新の申請がされない場合は、日本認知症ケア学会認知症ケア専門士の資格は消失する。

保留期間終了後は、専門士更新の申請をすることはできない。ただし、長期の病気療養や研究のための海外留学等、やむを得ない事情の場合は、それを証明する書類を添付して保留期間の延長を申請することができる。

（注1）本細則Ⅰ．領域Ⅰ－④にある「本認定委員会の認める学会等」とは、以下のものをいう（2011年3月31日現在）。

日本老年医学会	日本老年精神医学会
日本精神神経学会	日本認知症学会
日本リハビリテーション医学会	日本公衆衛生学会
日本衛生学会	日本看護協会学会分科会(老年、精神、地域)
日本老年看護学会	日本地域看護学会
日本家族看護学会	日本看護科学学会
日本看護管理学会	日本看護研究学会
日本精神保健看護学会	日本老年社会科学会
日本社会福祉学会	日本介護福祉学会
日本在宅ケア学会	日本老年行動科学会
日本地域福祉学会	日本保健福祉学会
日本ソーシャルワーク学会	日本心理学会
日本心理臨床学会	日本社会心理学会

日本健康心理学会	日本発達心理学会
日本教育心理学会	日本社会学会
日本家族社会学会	日本保健医療社会学会
日本社会病理学会	日本ケアマネジメント学会
日本プライマリ・ケア連合学会	日本保健医療行動科学学会
日本作業療法士協会	日本理学療法士協会
日本高齢者虐待防止学会	日本言語聴覚士協会
日本家族研究・家族療法学会	日本コミュニケーション障害学会
日本神経心理学会	日本老年歯科医学会
日本老年臨床心理学会	

(注 2) 本細則 I. 領域Ⅲ-③にある「他誌」とは、以下のものをいう (2009 年 7 月 31 日現在).

① (注 1) で定める学会等の機関誌

② ①以外の雑誌

医学のあゆみ	公衆衛生
臨床精神医学	臨床心理学研究
精神医学	理学療法ジャーナル
看護学雑誌	作業療法ジャーナル
看護研究	厚生の指標
看護教育	人口問題研究
訪問看護と介護	季刊社会保障研究
看護	保健師ジャーナル
地域看護学雑誌	

③上記以外の学会, 和文, 欧文誌については, 認定委員会において審議する.

認知症ケア専門士制度規則施行細則

教育カリキュラム

I. 認知症ケアの基礎

1. 認知症ケアの理念
2. 認知症の人の現状
3. 認知症の医学的特徴
4. 認知症の人の心理的特徴
5. 認知症の人を取り巻く社会的環境
6. 認知症ケアの原理・原則
7. ケアの担い手
8. 認知症予防
9. その他上記以外の関連領域

II. 認知症ケアの実際 I : 総論

1. 認知症ケアの視点と目標
2. コミュニケーションスキル
3. ケアの実践的プロセス
4. 認知症ケアのアセスメント方法
5. 家族への支援
6. 認知症の人のチームアプローチ
7. 認知症の人と身体拘束・虐待
8. 認知症ケアにおける倫理
9. 事例報告のまとめ方
10. その他上記以外の関連領域

III. 認知症ケアの実際 II : 各論

1. 身体的兆候の理解と対応
2. 行動・心理症状（BPSD）とその対応
3. 薬物療法の知識
4. リハビリテーション
5. 非薬物療法
6. 施設・在宅における環境支援
7. ターミナルケアのプロセスと対応
8. その他上記以外の関連領域

IV. 認知症ケアにおける社会資源

1. 認知症の人にとっての社会資源
2. 認知症の人に対するフォーマルケア
3. 認知症の人に対するインフォーマルケア
4. 認知症の相談窓口
5. 地域での認知症の人の支援
6. その他上記以外の関連領域

V. 認知症ケア事例

認知症ケア専門士 取得単位確認方法

単位は講座終了後、1 か月ほどで単位表に加算されます。以下いずれかの方法で、取得単位数の確認が可能です。

認知症ケア専門士公式サイト（HP）からの確認

専門士公式サイトにある「認知症ケア専門士取得単位確認サイト」
<http://184.73.219.23/dome/jsdc-special/point/login.asp>



例)
 認知太郎さんの場合
 専門士番号：1234567
 生年月日：1970年12月1日
 ↓
 ユーザーID S1234567
 生年月日 19701201

項目	優先	日付	達成	単位
第13回日本認知症ケア学会大会 発表者		20 / 05/19	1	3
第13回日本認知症ケア学会大会		20 / 05/19	1	8
第12回日本認知症ケア学会大会 発表者		20 / 09/24	1	3
第12回日本認知症ケア学会大会		20 / 09/24	1	8

合計単位数: 22

電話での確認

一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター（03-5206-7565）にお電話ください。
 ※受付時間：10:00～12:00・13:00～17:00 / 土日祝日除く
 ※問い合わせ時、専門士番号と生年月日をお伝えください

認知症ケア上級専門士認定試験 (ご案内)

認知症ケア上級専門士は、認知症ケアでのチームリーダーや地域におけるアドバイザーとしての役割を果たすことが可能な専門士として本学会が認定する資格です。

■資格概要

受験資格	受験するためには、以下の要件を満たす必要があります。 1. 認知症ケア専門士としての経験が3年以上あること 2. 専門士資格更新の有無にかかわらず、試験実施年の3月31日より遡った過去5年間に認知症ケア専門士単位を30単位以上取得していること 3. 認知症ケア上級専門士研修会を修了していること（修了有効期間内のものに限る） 4. 次のいずれか1つ以上の選択条件を満たしていること 1) 認知症ケア上級専門士制度規則にある学術集会、地域部会研修会等での演題発表ならびに事例報告（筆頭者のみ） 2) 認知症ケア上級専門士制度規則にある、査読制度のある機関誌等での論文・事例発表（筆頭者のみ）		
出題範囲	認知症ケア上級専門士用テキストに準じた内容 ・認知症ケアにおける倫理 ・認知症ケアのためのケアマネジメント ・介護関係者のためのチームアプローチ		
試験予定日	毎年12月上旬	試験時間 ／問題数	60分／50問
受験料	10,000円		
申請期間	原則として毎年9月1～30日 *受験年により異なる場合があります		
申請方法	受験の手引にあります申請書類に必要事項を記入し、申請期間内に郵送で提出 *受験の手引は毎年6月中旬にホームページ内で公開予定です		

●上級専門士認定試験の詳細は、本学会ホームページ内の認知症ケア専門士公式サイトにて確認してください

●資格取得後は、上級専門士としての資格更新は必要ありませんが、認知症ケア専門士としての資格更新は必要です

<お問い合わせ先>一般社団法人日本認知症ケア学会事務センター

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂4-1-1 オザワビル（株）ワールドプランニング内

TEL : 03-5206-7431 FAX : 03-5206-7757 E-mail : office@dcq-ex.net

各都道府県認知症ケア専門士会一覧 (2023年1月現在)

次の団体を認知症ケア専門士会として承認しております。各専門士会は講座の開催だけでなく、会員を募集しております。各専門士会の詳細および最新情報は、専門士公式サイトにてご確認ください。

専門士会名	TEL	FAX	E-mail
北海道認知症ケア専門士会	0142-76-4309	0142-76-4805	hokkaido.senmonshikai@koseikai-wel.or.jp
岩手県認知症ケア専門士会	019-688-1320	019-688-1385	iwate.ninchicare@gmail.com
宮城県認知症ケア専門士会	0226-22-6685	0226-24-2169	n-center@ever.ocn.ne.jp
山形県認知症ケア専門士会	0237-85-1672	0237-85-1673	shisetucho@asahikeisinkai.or.jp
福島県認知症ケア専門士会	0242-27-5533	0242-27-5550	oasis2@takeda.or.jp
群馬県認知症ケア専門士会	070-1443-3232	027-251-5511	ninchicare@gmail.com
千葉県認知症ケア専門士会	—	—	—
神奈川県認知症ケア専門士会	044-833-7888	044-822-9153	kanagawa_dcare@yahoo.co.jp
新潟県認知症ケア専門士会	090-8747-7157	0256-72-7442	niigatadcq@gmail.com
長野県認知症ケア専門士会	026-276-6232	026-214-9991	—
石川県認知症ケア専門士会	076-276-4400	076-276-9441	soyama@kinjo.ac.jp
静岡県認知症ケア専門士会	053-522-8840	053-482-7778	hysl-hd@nifty.com
愛知県認知症ケア専門士会	052-303-2811	052-303-3166	—
岐阜県認知症ケア専門士会	—	—	gifudcq@gmail.com
三重県認知症ケア専門士会	059-328-2177	059-328-2905	seizanrikai_yamamoto@yahoo.co.jp
大阪府認知症ケア専門士会	06-6951-1848	06-6954-6327	osaka.senmonshikai@gmail.com
奈良県認知症ケア専門士会	0745-52-0125	0745-53-0635	dcq@nicori.or.jp
愛媛県認知症ケア専門士会	089-983-6080	089-983-6081	HZI04160@nifty.ne.jp
岡山県認知症ケア専門士会	0868-22-3166	0868-22-6527	sekizen@view.ocn.ne.jp
鳥取県認知症ケア専門士会	0859-21-5942	0859-21-5943	nijinosato5942@samba.ocn.ne.jp
山口県認知症ケア専門士会	—	—	—
長崎県認知症ケア専門士会	0920-47-1166	0920-47-1130	endo@hikarinosono.net
大分県認知症ケア専門士会	0977-66-9988	0977-66-9965	oita-senmonshi@wellb.or.jp
宮崎県認知症ケア専門士会	0986-52-5800	0986-52-5573	—
熊本県認知症ケア専門士会	0968-38-0035	0968-41-5035	kumamoto.dc2012@gmail.com
鹿児島県認知症ケア専門士会	0995-47-1779	0995-47-1779	mariko@po.mct.ne.jp